

● 2月14日、17日に日本共産党議員の行った一般質問と答弁の概要を紹介します。

岩田 隆夫 議員	1 ページ
太田かつすけ議員	8 ページ
新井 進 議員	14 ページ
高橋 進 議員	22 ページ

岩田 隆夫（日本共産党・京都市中京区） 2003年2月14日

危険なプルサーマル計画の凍結と「原発推進路線」の転換について

【岩田】 まず一点目は、先日、名古屋高等裁判所金沢支部の「もんじゅ」訴訟の控訴審判決で、設置許可無効の判決が出されたことに関連しておたずねします。

報道により、すでにみなさんもお存知のとおり、「もんじゅ」訴訟の控訴審判決は、技術的に確立されていない高速増殖炉開発の無謀さを司法の立場から明らかにし、国の原子力行政の見直しを迫る画期的な内容です。これまで国は「核燃料サイクル」を作り上げるとして、その基本に高速増殖炉を位置づけさまざまな事故や使用済み核燃料の処理過程で重大な人身事故が発生しても、開発を強引に進めてきました。

原発を稼働させると核燃料の中にきわめて強い放射能を持つプルトニウムや放射性ストロンチウムなどの「死の灰」ができます。このプルトニウムはウランに比べて格段に毒性が強く取り扱いが難しい物質で、核兵器の原料として使われるものでその製造と管理は国際的に困難な課題となっているものです。日本政府は、この核拡散防止条約の中心物質であるプルトニウムを燃料にする、新しい原子炉である、高速増殖炉「もんじゅ」の開発を進めたのですが、冷却材の金属ナトリウム漏れ、という重大事故をおこし、開発が中断状態にあります。そして、今回、高裁から「安全性が確保されない」として「設置許可無効」の判決を受けたものです。

判決文は、旧ソ連でのチェルノブイリ原発事故を「人類の教訓」として引用し、原発事故

でもっとも危険な炉心崩壊を「現実には起こりうる事故として安全評価しなければならない」と述べています。さらに続けて判決文は安全審査を担う原子力安全委員会の姿勢を「無責任でほとんど審査の放棄」と強烈に批判したうえで「原子炉等規制法が期待する慎重な調査、審議を尽くしたと認めるには大きな疑問がある」と、安全審査の実態が原子炉災害防止の役割をはたしていないことを明確に指摘し、これまでの国の安全審査体制と審査内容がデタラメに近いものと断じているのです。

翌日の京都新聞1面の解説記事はじめ、全国紙もすべて徹底的に安全性を求めるサイドに立ったもので、安全性を確保するために、国の原子力行政の全面転換を求めた画期的な判決と報じています。

国のすすめる使用済み核燃料を再処理し、プルトニウムを燃料として再利用する核燃料サイクル路線は、完全に行き詰まっているのです。ところが、国はそれにまだしがみつки、現在、稼働中の軽水炉型原発で、問題のプルトニウムとウラニウムをミックスして、燃やそうという「プルサーマル」計画を、これまたゴリ押ししようとしているのです。

ところが、当の発電事業者である東京電力が、昨年夏の一連の事故隠しが明るみに出る中で、秋に、この「プルサーマル」計画の凍結を発表しました。関西電力も凍結を決断する時です。そこで知事におたずねします。

府民の安全に責任を持つ京都府知事として、関西電力に対して、高浜原発3号機で計画している「プルサーマル」計画をすみやかに凍結、中止するよう申し入れるべきであります。お答えください。

また、危険なプルトニウムを燃料とする新型の高速増殖炉の開発は、空気や水と触れただけで激しく反応し爆発する金属ナトリウムを原子炉の冷却材として使いこなす技術が難しく手におえないものと判断し、ドイツ・フランス・アメリカなど欧米の先進国はこの開発からすでに撤退しているのです。国に対して、福井県で進めている危険な「もんじゅ」の開発を中止するよう強く意見すべきと考えますがいかがですか。東電の原発群をかかえる福島県知事も、「もんじゅ」や関西電力の原発群をかかえる福井県知事も国のプルトニウム再利用計画の見直しをもとめ、「今後、一切協力できない」と表明しています。

山田知事、あなたは国の立場に立たれるのか、それとも府民の安全を守る立場に立たれるのか、明確に表明されることを求めるものです。お答えください。

昨年夏に、発覚した東京電力の長期にわたる事故かくしは、もっと深刻なものです。数多くの原発事故を隠す記録の改ざん、定期点検の時にこっそりと修理する“闇修理”などあってはならない国民ダマシと、危険なままで原発運転を続けていた実態が内部告発によって発覚し、明るみに出たものです。これらの「長期にわたる事故隠し」と、「危険なままでの運転継続」と「闇修理」は、福島第一、福島第二、柏崎刈羽のほとんどの炉におよぶなど、日本の原発史上、最悪の事態が判明し、立地関係自治体はじめ、広く国民の憤激を呼び起こしたのは当然のことです。

これまでの調査で判明した虚偽記載による事故かくしは29件にものぼり、改ざんはすべて東電の指示によるもので、中には「プルサーマル」計画予定の新しい炉である福島第一原発3号機、柏崎刈羽3号機での炉材料での亀裂が多数見つかったものまで含まれているとい

うひどいものです。しかもこの間、政府と電力会社は、この事故かくしを知っていながら、国民には繰り返し、「安全だ」と宣言して「プルサーマル」の導入をすすめてきたのですから国民に対する重大な背信行為です。

このようにもともと技術的に未確立で危険な原発であることを知りながら、政府と電力会社が一体となって虚構の「安全神話」をつくり、運転しているところに誤りと重大事故発生の根元があります。「原発は危なくない。重大な事故は起こらない」というまちがった「安全神話」から脱却し、国際原子力機関（IAEA）の勧告にもとづき、安全確保のための国と電力会社・メーカーから独立した原子力規制機関を確立することなしに運転を続けることは許されません。わが国の原子力政策が、世界の流れに逆行し、安全性をないがしろにしている危険なものであることが、次々と露呈しているのですから、原発推進路線を見直す機会にすべきと考えます。

世界的に見れば、アメリカはスリーマイル島原発事故以来、原発の新增設は中止、ドイツは「脱原発」を国のエネルギー政策に据え、新規建設計画はなく、古くなった原発から順次廃止しています。スウェーデンでは、すべての原発とともにCO₂を大量に排出する火力発電も廃止するエネルギー転換事業に着手し、風力発電や太陽光発電に切り替えを進めています。このように環境先進国では、省エネと自然エネルギーへの転換を国の基本政策とする考え方が主流となってきているのです。

京都府を環境先進県にといわれるのなら、京都府は「原発ノー」の立場を明確にしてこそ、京都の名が光るといえるものです。知事の意味表明を期待します。お答えください。

【総務部長】 プルサーマル計画についてですが、その安全対策については、原子力発電所の安全管理について責任を持つ国が全責任を持って取り組むべきもの。現在、高浜発電所で計画されているプルサーマル計画については、MOX燃料のデータ改ざん等により事実上の休止状態にあるが、京都府としては、データ改ざんの発覚時に、国、関西電力に対し原因究明と安全対策の徹底を強く申し入れたところであり、今後とも徹底した安全対策が講じられるよう申し入れていきたい。

東京電力等の原子力発電所における不正記録問題などについては、原子力発電や原子力の安全規制に対する国民の信頼を大きく大きく損なうものであり、遺憾である。国や事業者へ、原子力発電所の安全管理の徹底を強く申し入れた。

原子力発電所を含む原子力政策については、国が責任を持って対応すべきであり、原子力安全委員会等の専門的な見地からの意見を十分にふまえ、すすめられるべきもの。府としては、府民の安心安全を確保するため、これまでから国や事業者に対して安全対策を徹底するよう申し入れてきている。

「省エネ」推進と「自然エネルギー」の導入促進を

【岩田】 次に、「地球温暖化対策の促進と省エネの推進」についてお尋ねします。

10年前の1992年、地球温暖化防止が人類にとってさしせまった共通の課題として取り上

げられ、各国が一致して採択したのが「気候変動枠組条約」です。その5年後の1997年に京都で開かれたCOP3では、地球温暖化の原因物質CO2の削減の目標数値を決め、この京都の名を冠して「京都議定書」と名づけて締結され、その後、各国で批准が進みました。日本も遅れて、昨年ようやく批准しましたが、いまだこの議定書の発効には至っていません。

最大のCO2排出国であるアメリカは、この議定書に賛成しておきながら、この枠組条約から離脱してしまいました。アメリカなど大国の妨害とも言える横暴な態度は世界の非難的となっています。

アメリカや日本がCO2削減に消極的なのは、“当面の利益を追い求めるためには地球の将来は意に介さない”と言う資本主義の利潤第一主義の立場を取る大企業の意向によるものです。しかし、人類の生存環境を破壊してしまえば、大企業の存在もありえない事は自明の理です。そこでおたずねします。

先頃発表されたアクションプランの一つ「温暖化対策プラン」を見ますと、うたっている理念に比べ、実際の取り組みが、スローガンのといいますか、「府民まかせ」で、指導性を発揮すべき府自身の義務や具体的な事業支援の内容が抽象的なこと、大量にCO2を排出する事業所や企業に対する削減義務、取り組みの計画が見えて来ないのです。

そこで具体的にいくつか指摘したいと思います。

このプランでは2010年までに、1990年比でCO2 12%削減、その他の温室効果ガス8%削減と数値目標を掲げています。この目標を達成するための各種事業を展開するため、現在のCO2排出量など実態調査を行うこととしています。NPOまかせになっています。企業や産業界が、自ら排出量を把握し削減計画とその実行プログラムを持つことが必要なのではありませんか。またそのために、府が技術面も含めた支援体制を組まねば出来ないと思います。この点に関してどう考えておられるのか、先ずおたずねします。

省エネを促進するには、21世紀の科学技術を結集し、実用性と経済性を備えたソフト、ハードのシステム導入が欠かせません。しかしそれらの導入にはその経済性や技術のカベを乗り越えるため、国や府など行政が先見性を持って指導性を発揮することが求められます。そして何より予算を伴った支援策を阻むことなしには進みません。

そこで、まず、府の施設への先行導入が求められます。府立病院、府立医大病院をはじめ、総合見本市会館など、光熱水費が支出で大きなウェイトをしめている施設について、計画的に熱効率の高い熱電供給システム・コージェネを導入し、省エネを着実に進めるべきだと考えます。プランにも示されている「屋上緑化」や透水性舗装に順次切り替え、地表温度を下げ、ヒートアイランド現象を抑えること、雨水や中水道の普及と活用を進めることなどを計画的に事業化すべきであります。

さらに、自然エネルギーの利用拡大を大きな流れにするための国や府県の財政支援が先進国に比べて遅れています。自治体や民間の風力発電事業や太陽光発電導入への支援の助成予算枠が削られてしまいましたが時代の流れに逆行するものです。拡充するよう国に求めるべきです。併せて長野県はじめ他の先進県がいち早く導入している自治体や民間団体などの太陽光発電施設の導入や、風力発電施設建設への支援策や、助成制度の確立、充実が、緊急の課題となっています。考えをお聞かせください。

また、田畑の灌漑用水路などを利用する小規模水力発電や、バイオマス発電、小規模波力発電も実用化と導入が自治体や民間団体などでも進んでおり、こうした自然エネルギーの利用が、府下の自治体や事業所で進むよう技術支援や助成制度の検討に着手すべきと考えます。どう考えておられますか。

さらに、全国各地に広がっています「市民共同発電所」や民間の「省エネ住宅」や「ソーラーハウス」の普及のための経験交流やシンポジウム、支援体制の確立も必要です。あわせてお答えください。

次に、CO₂削減で大きなウェイトを占める車社会の問題です。移動の中心に公共交通、それも国が鉄道への助成をしっかりと据えているヨーロッパの先進国に学ぶことがたいへん重要になっています。マイカーやトラック輸送から鉄道や船による輸送中心に転換が進められることが欠かせませんが、国の交通政策に沿うところが大きいので知事には次の点にしばっておたずねします。車社会・自動車優先の交通政策、自動車中心の道路行政を改め、歩行者、自転車優先への転換、交通弱者であるお年寄りや子どもを中心においた町づくり政策に転換しなければなりません。郊外から町へ過疎の中山間地の移動を保障する小型の巡回バス、コミュニティバスへの国の助成制度確立と府の支援体制を確立することを、福祉やまちづくり、そしてCO₂削減の面から 21 世紀の自治体の重要施策に位置づけることです。知事の考えをお聞かせください。

この問題の最後に、府下の事業所で最大のCO₂排出源となる舞鶴石炭火電の問題についておたずねします。

知事も知っておられる通り、景気の低迷が長期にわたって続いていることもあいまって、大手企業を中心に省エネが進行し、日本全体の電力需要の伸びが止まり、さらに、右肩下がりの状況が始まりました。関西空港が、施設の電力需要を建設前から予測シミュレーションし、それに見合ったコージェネ型の小規模火力発電施設でまかなっているように、分散型コージェネ発電が、病院やホテル、コンビニまで広がり、エネルギーも多様化して導入されてきています。

関西電力の、75万kWの宮津エネ研もこの20年間、ほとんど使われず、すでに1号機は運転休止で、稼働しているのは2号機だけで、それも年間の稼働率は10%そこそこです。そして関西電力は、需要予測をマイナスに下方修正しました。昨年暮には、岐阜県と滋賀県にまたがって建設を進めていた大規模な228万kWの金居原揚水発電所の建設中止を発表しました。今年に入っても、左京区のすぐ隣、安曇川上流域の針畑川の2600kWの小型水力発電所の建設中止を地元へ通告したばかりです。

ですから、年間440万トンもの莫大な量のCO₂を排出する舞鶴石炭火電の2号機の建設は中止し、1号機についても運転の凍結、中止を関西電力に申し入れるように求めます。いかがですか。知事の考えをお聞かせください。

以上で、私の質問を終わります。

【知事】地球温暖化の問題は、私たち一人一人の日常生活や社会経済動と深くかかわっているものであり、府民や事業者、環境NGO、行政などが連携して取り組みを推進してゆく

ことが必要。こうしたことから地球温暖化対策プランを策成したところであり、今後このプランにもとづき、さまざまな活動団体と連携・共同して、地球温暖化対策の取り組みを進めていく。事業者における二酸化炭素削減については、エネルギーの使用の合理化にもとづき、エネルギーの大量使用事業者については、毎年、主務大臣に削減計画を届け出ることとされており、このような国の制度とあいまって、京都府においては二酸化炭素削減をすすめるため、エコ京都 21 の認定、登録制度の中に地球温暖化防止部門を設け、二酸化炭素削減について実質的な目標を掲げて取り組む事業者を認定するなど、府の実質的な削減対策をすすめてきた。今後、昨年度に取りまとめた市・町から始めるCO₂削減マニュアルも活用し、中小企業を含めて削減の取り組みを支援していく。また、府としても、西日本最大級の太鼓山風力発電所の建設や京都府民総合交流プラザにおける省エネ効果の大変大きいコージェネ設備の設置など、新しいエネルギー施設の導入に率先して取り組んできた。今府議会に、府営水道木津浄水場における太陽光発電パネル設置や、洛南浄化センターにおける消化ガス発電施設の建設、屋上緑化の普及促進の検討を行うとともに、民間の新エネルギー施設設置のための助成措置など必要な予算をお願いしている。

【企画環境部長】自然エネルギーの導入促進について、これまでから、国や、新エネルギー産業技術総合科学機構と協力して、市町村や府民、事業者に対して、京都環境フェスティバルなどを通じて、助成制度や先進事例などを紹介し、その普及に努めてきた。国の助成制度の拡充についても、全国知事会や政府予算要望の機会をとらえて要望を行っている。

自然エネルギーについても、地球温暖化対策プランで明らかにしたように、導入を促進するため、地域の人々が取り組む太陽光発電施設等の設置について、技術的な支援や、資金面での援助を行う施策として、府民参加型自然エネルギー普及促進事業を新たに創設し、その予算を本議会にお願いしている。このような制度を生かして、また、新エネルギー産業技術総合開発機構とも十分連携し、必要な技術支援を行うなど、さまざまな自然エネルギーの導入が進むよう、すすめていく。また、環境に関係する交通のあり方については、それぞれの地域における生活や産業等の状況をふまえて、市町村とも十分連携して検討して行く問題。

舞鶴火力発電所は、生活や産業の発展に欠くことのできない電力の安定的な供給を確保するために、電源の構成の多様化が進められている中で、地元の誘致要望も受けて、計画が具体化し、建設が進められている。事業の実施にあたっては、事業所において、燃焼効率の改善をはかるなど、二酸化炭素の排出を可能な限り軽減することにしており、府としては、今後ともCO₂の排出抑制などについて、必要に応じて要請していく。

24年を振り返って・・・知事は都合の悪いことは国の権限と逃げればかり

最後に応援していただいた府民のみなさんに感謝。

【岩田】さて、私は、今期限りで引退しますので、今日の質問がこの本会議場での最後の質問となりました。24年前の初当選した議会での初質問のテーマの一つが原子力発電所の事故についてでした、ピリオドの質問がくしくも原発問題になったのもわたしの執念かもしれません。この24年の間に、私が指摘しつづけた原発の危険性は、炉心事故を始め、核燃料を安全に扱うことは人類にとって技術的に未成熟なものであることが世界で・・・日本中で余すところなく証明され、そして今日では安全と環境から、脱原発、脱化石燃料が世界の主流となりました。

遅々として進まないこと、変わらないことを十年一日の如しと言いますが、この原発の危険性についての知事の答弁は二十年一日の如しで、「国が判断すること」「国が・・・国が・・・」というばかりでした。もっともこれは原発問題に限らず、都合の悪いことは「国の権限」と逃げ、府民に「痛み」を押し付けることなどは平気で、国の方針の先取りや押し付けをやっているのですから、無責任な御都合主義だとおもいます。

この間私は、中京区のみなさんに6度選んでいただいて24年、府民の代弁者として、府民の声を府政に届け、府民の目線で行政を批判する努力を続けてまいりました。

良識ある府民のみなさんの世論と運動に励まされてなんとか府会議員としての勤めをはたすことができたことを感謝しています。本当にありがとうございました。

またこの間、多くの先輩、同僚議員のみなさん、多くの理事者、府職員の皆さんには大変お世話になりました。感謝の気持ちと数々の思い出で一杯です。また、歴代の事務局長さんをはじめ、議会事務局のみなさんには、一方ならぬお世話になりました。厚く、お礼申し上げます。みなさん、本当にありがとうございました。

過大な水需要による 従来のダム建設の立場を転換せよ

【太田】第1に、現在の府営水道計画と水需要、水利権について伺います。

私はこの間、本府が水利権を設定している滋賀県の丹生ダムの水利権問題を中心にして、本会議、予算委員会で、過大な水需要予測を具体的に指摘し、丹生ダムの水利権を放棄することを要求してきました。

一昨年6月に、府営水道事業懇談会は「長期的展望に立った京都府営水道事業のあり方および水質問題への対応についての提言」、第5次提言をまとめ、知事に答申しました。

水道水が安全で、安定的に低廉で供給されることは、府民の願いであり、同時に、水需要の動向に正確に対応した施策の展開が求められています。しかし、第5次提言は、こうした府民の願いに応えたものになっておらず、私は、委員の一人として、多くの問題を抱えている点を指摘し、反対しました。

そこで、今日の新しい情勢の変化の中で、基本的な問題について、知事にうかがいます。

この間、ダム建設を前提とし、その水利権にあわせて水需要予測を行い、それに必要な施設整備をすすめるやり方が一貫して実施されてきました。わが議員団が、水需要予測や施設整備が過大であることを指摘し、見直しを要求してきたにもかかわらず、全く無視してきました。

ところが、「淀川水系流域委員会」が1月17日に出した答申は、「今後原則としてダムを建設しない」「現在計画中のダムも見直す」とした内容でした。

これは、南丹ダムに象徴されるように、過大な水需要を見積ったムダなダム建設を抜本的に見直し、中止することを強く求めた内容です。この点で、従来の先にダム建設を前提にした古い誤った考えで、水需要予測をするのではなく、現状を正確に分析して、水需要予測をすすめる立場に転換すべきと考えます。知事の見解を伺います。

【知事】府営水道の将来の水需要は、受水市町の総合計画や水道統計などの最新データを基本に、社会経済状況やライフスタイルの変化などを加味して予測したものであり、これまで概ね5年間ごとに府営水道事業経営懇談会にはかり、見直しを行ってきており、指摘のようなダム建設を前提とした予測ではない。

無理な人口増予測、ライフスタイルの変化や節水意識を無視した予測

【太田】そこで、水需要計画について伺います。

水需要予測について、この間、再々過大な人口予測を批判してきました。85年の南部広域水道計画以降、4回にわたる見直しが行われてきましたが、給水人口70万人は変わらず、時期の見直しをしてきただけです。

提言は、過去に例のない20年間という長期の予測を行い、過去の失敗を全く反省せず、人口70万人の給水人口に固執しています。学研都市を含む木津浄水場系で、10年間で府営水の受水量が163%になるという大幅な需要増を予測した計画になっています。

平成13年度から32年度までの20年間で木津浄水場系で給水人口が5万4400人増の予測で、全体で6万2600人増の予測になっています。関西学研都市の開発を前提にして、人口予測をしています。

しかし、現在、職住近接の流れで、京都市中心部のマンション増と少子化で、学研都市の住宅のはりつきは、予定通りすすまないのは、すでに明らかです

提言の木津浄水系の人口計画をどのように考えていますか。

また、この間、水需要予測で、ライフスタイルの変化や節水意識の向上、省エネ機器の普及などによる需要の軽減もほとんど考慮されていません。計画では、乙訓2市1町の一日の一人あたりの給水量を631リットルにしていますが、平均で13年度の試算では368リットルで大幅に水需要予測は少なくなります。

節水意識の向上の努力と一日一人あたりの給水量の見通しをどのように考えていますか。

市町村の自己水を活用すれば、施設拡張は不要

次に市町村の自己水の活用問題です。

提言は今後の需要増をすべて府営水道でまかなうことを前提にして計算しています。

NHK番組の報道により、全国で話題になった地下水「京都水盆」は、きわめて豊富なことが、この間証明されました。これは阪神大震災などで防災面からも証明された地下水活用の重要性からも、すべて府営水道に切り替える方向は誤りであり、豊かな地下水を活用すべきです。

2001年度の自己水の給水地域の府営水依存率は、47%であり第5次提言の人口増をそのまま認めたととしても、現在の自己水の比率で見れば、16万7千トンとなり、十分現行の施設と水利権で対応できます。

自己水の活用を積極的に進める方向へ見直すべきと考えます。見解を伺います。

提言は、木津浄水場系の水需要が増えることを前提に、乙訓浄水場の拡張を提言しています。

現在の府営水道施設の供給能力は、日量19万トんで、一日平均供給水量は10万6千トんで、最も多い月でも日量7万トンの余裕があります。

この点から考えて、乙訓浄水場の拡張は新たに府民に負担を押し付けるもので、拡張は必要ないと考えますが、どのように考えていますか、見解を伺います。

【企業局長】 府営水道経営懇談会第5次提言の木津浄水場系の人口予測については、平成12年の国勢調査の結果をふまえ、特に関西文化学術研究都市域の人口については、市町の計画人口や近年の宅地開発の動向等を加味し、十分すり合わせを行ったもの。一人当たりの給水量については、各市町ごとに生活用水、業務用水、工場水のそれぞれについて積算されているもの。特に生活用水については、過去5年間の実績値をもとに水洗化率やライフスタイルの動向など、社会経済動向が考慮されており、この点についても知事が答えた通り、水道懇において概ね5年ごとに見直しがされている。

受水市町における自己水の活用は、府営水道の施設は自己水と府営水の効率的な活用を基本とした受水市町の安定供給計画にもとづく要望を受けて整備してきた。自己水は十分活用されていると考えている。

第5次提言に示された府営水道の施設拡張計画については、将来の水需要の増加に対応する基本的な考え方であり、今後の動向を見て判断していきたい。

ダム建設がすすめられれば、府民の水道料金の負担は大幅に

【太田】 次は水利権の問題です。

提言は、予定されている新たなダム建設の費用を水道料金に55年にわたって負担することが提案されています。予定通りもしダム建設がすすめられれば、水道料金として、どれだけ高く府民にかかるかわかりません。

現在の府の水利権は、日吉ダム、天ヶ瀬ダム、比奈知ダムで、日量17万7984トンで一日最大給水量から見て約6万トンの余裕があり、自己水の活用も考えれば、十分現在の水利権で府営水道に供給可能です。

現在計画中のダムの天ヶ瀬再開発、丹生ダム、大戸川ダムの水利権を放棄する方向で、国に申し入れすべきと考えますが、見解を伺います。

【知事】水利権については、代表質問でも再三お答えしたように、宇治浄水場の水利使用の許可が暫定的な状況の中で、今後、宇治市をはじめとする三市一町に安定的な給水をいかに確保するかが第一であり、供給体制をにらみながら、琵琶湖淀川水系については「提言」を受けて出される近畿地方整備局の案に対し、まず意見を述べていくべきと考えている。

都市農業の持つ役割は大きい

【太田】次に、都市農業について伺います。

都市農業は、宅地化が進み、自然が大幅に減少している中で、農業のもつ役割は大きくなっています。新鮮な農作物供給を始め、環境の保全、環境や防災の面での貢献、生活への潤いの場等多くの役割を持っています。

先日、府乙訓農業改良普及センターで、都市農業の現状について伺いました。センターの管轄地域は京都市、向日市、長岡京市、大山崎町であり、総耕地面積は3717ヘクタール、うち市街化区域内農地は1308ヘクタールで、うち生産緑地が71%となっています。農業粗生産額は約154億円で府全体の18%を占め、とくに、野菜の粗生産額は、府の42%を占めています。

専業農家は近くに大消費地がある利点を生かし、将来、努力次第で一層収益を上げ、安定した農業経営が可能です。専業農家は、先端技術の導入による京野菜と新たなブランド品育成など新しい農業技術、また、病虫害対策や栽培技法の高度化など必要な対策を求めています。今後、専業農家の要求に応えるため、各農業研究所、農業改良普及センターの役割はますます重要となっています。そのための連携、体制の強化・研究の方向について、どのように考えているか、お聞かせください。

市街化区域内の農業振興 支援助成の検討を

次に、市街化区域内の農地について、農業振興の対象にした助成制度を実施する問題です。

現在、大阪府では、「都市緑農区制度」ということで、農道、水路、ハウス施設など、農業生産基盤整備事業として実施されています。都市化の中で生産環境が悪化し、農業基盤整備が放置されています。市街化区域内の基盤整備の助成制度を検討すべきと考えますが、どのような見解ですか。

次に、市民農園、体験農園、朝市、直売所など、都市住民と結んでの取り組みへの支援策の充実・強化が必要です。私の住んでいる大原野地域で、かぐやひめ市（朝市）が女性を中心に行われ好評です。農家と地域住民との交流も進み、生産への意欲も生まれ、このような朝市、直売所を広げていく必要があります。場所の提供、女性農業者への支援など、いっそうの努力が必要と考えるか、お聞かせください。

また、区画貸しの農園の場合、税制上の問題で、實際上、なかなか困難な状態が生まれ、結局、農地が放置された状態になっています。

この点、東京都練馬区で体験型市民農園が行なわれています。この農園は、農家が開設し、耕作の主導権をもって経営管理している農園です。借地型の貸し農園ではないので、相続発生の際、相続税猶予措置の適用を受けることができます。体験的農園を広げていく上で、検討していく必要があると考えますか、お聞かせください。

次に、有機農業について伺います。

最近の消費者は、とくに「安全」志向が強く、また、「有機農業」をめざす農家も生まれてきています。政府は2年前に日本農林規格法の有機農産物の検査・認定制度をスタートさせました。現在、府下で38の認定農家です。この制度は、「3年以上、農薬・化学肥料などの化学物質を一切使用しない農地で栽培した農産物に限る」としています。この基準を府は、少し緩和し92人を認定農家としています。従来の農法から有機農業に転換する際の技術習得への援助や転換期間中の減収に対する所得補償、病害虫に強い種苗の開発、土壌を維持培養するための良質な有機肥料の供給など、具体的な支援が必要と考えますが、有機農業への支援をどのように考えているのか、お聞かせください。

【農林水産部長】 これまでから、それぞれの時代に応じた研究普及体制の整備を進めながら、土壌微生物の活用した病気の予防など新しい技術の開発を進め、その成果を農業普及センターを通じて積極的に普及するなど、研究と普及を重視し農業振興を進めてきた。今後の方向は、病気に強い品種の育成や栽培技術の開発、京都固有の新品種の育成等をしていく。有機農業など環境に優しい農業の育成は、農業と畜産の連携による土作りや天敵活用技術等とあわせ黄色蛍光灯による害虫防除技術等の普及指導を通じて農家の取り組みを支援していく。

市民農園は、憩いの場を提供し農地保全につながることから、これまで、遊休農地等を活用しながら手軽に府民が利用でき、相続税の納税猶予が適用される体験型農園を中心に整備をはかってきた。女性農業者等が行う朝市等については、都市農村交流施設とあわせた直売所の整備や組織作りを支援するとともに、JAなどの協力も得て実施場所の確保に努めてきた。朝市マップの作成などのPR活動も積極的におこない、今後とも支援していく。

市街化区域は都市計画法ですでに市街化を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域と指定されており、原則として農業振興のための助成は行わないことになっているが、当面の営農継続を目的とした簡易な施設整備等への支援は行っている。

絶滅の恐れのある野生生物、里山の保全対策を

【太田】 京都府内の絶滅の恐れのある野生生物や里山の保護と保全対策について伺います。

本府は昨年6月に4年間にわたる調査の集大成として「京都府レッドデータブック」を発刊しました。野生生物では、1596種を独自の選定基準を用いて絶滅種、絶滅寸前種、絶滅危惧種など5つに分類されています。今回の調査選定、評価委員会の会長をされた、千地万造京都橘女子大学元学長は「京都府レッドデータブックの成果を京都の自然への警鐘ととらえ、今後、京都の自然を守っていくことが最も重要なことです。そして府民のみなさんと行政と研究者がそれぞれ手を取りながらいかにして京都のすばらしい自然を次代へと引き継いでいくのか、これからの本当の意味で自然保護対策を具体化する重要な時期ではないか」と思います。一度失った自然は二度と取り戻すことができません」と述べられています。

そこで伺いますがこのレッドデータブックの成果に立って、どのように希少種の保護対策

をすすめようと考えていますか。

希少種を絶滅寸前にしている原因を取り除く対策が必要です。

里山、河川、田畑など生態系を保全してきた環境をどう守るのか、外来種の規制をどのように進めるのか総合的な対策が必要です。また府民的な担当課を明確にする必要があります。見解を伺います。

年内に希少種の保護対策を考える検討委員会を設置すると聞いていますが、どのような内容と規模で設置するのか

現在希少種の保護・保全を行っているのは、民間の小さなボランティア団体が大半といっても過言ではありません。

自然保護団体「乙訓の自然を守る会」は、レッドデータブックで植物の絶滅危惧種に指定されているアゼオトギリの保護移植作業を行ってきました。府内で唯一確認されている京都市西京区大原野の自生地で市の道路建設計画が予定されているため、会員宅で種子から育て、同じ小畑川水系で自生地に近い長岡京市の休耕田を借り、移植されました。

また桂川の湿地帯に自生する府のリストでは絶滅寸前種となって「ミズアオイ」を国土交通省の河川改修で荒らされるのを未然に防ぎ、完成まで仮移植するとともに自生に近い長岡京市調子のサントリー京都工場と大阪府島本町の山崎蒸留所に保全協力を依頼し、社員が管理にあたり、昨年9月中旬に開花が見られるなど育成は順調にすすんでいます。

希少種の保護対策を、早急に進める上で、このような民間のボランティア団体と協力し、学校、個人、企業が積極的に参加できるネットワーク作りを、ただちにすすめていく必要があると考えますが、ご見解を伺います。またボランティア団体に対して、ロープ、道具など貸与するなど具体的な援助も必要と考えます。また植物園など、府の関係機関内の希少種保護の対策はほとんどありません。積極的な対策を進めていく必要があると考えますがいかがですか。

【企画環境部長】 昨年取りまとめた京都府レッドデータブックは、府や市町村をはじめとした様々な活動主体が連携して希少種保護に大きな役割を果たすと考えている。現在専門家やNPOなど14名の検討委員会を設置し、保全方策、啓発など総合的な保護対策を検討している。外来種の問題も検討している。生息環境自体が守られる事が大切であり、公共事業の実施や環境アセスメントなど関係部局が自然環境に配慮した取り組みを進めている。

従来から、緑と文化の基金を活用し、民間の優れた保全活動に支援してきた。今後とも効果的な保全活動を進めていく。

西山、乙訓地域 歴史的な自然環境保全地区の指定を

【太田】 次に、西山、乙訓地域の自然を守る問題について伺います。

この地域は、西山の山地、丘陵地、平野部・桂川の河川敷という地形の変化があり、また一部に石灰岩地帯があります。変化のある地形が芦生の原生林より多い1200程度の植物が育んでいます。植物が豊かであれば、それを食べる昆虫が多く、また鳥や哺乳種も多いということになります。それだけ豊かな自然が残っている地域です。

しかし、70年代から人口が急増し、宅地開発が急速にすすみ、平野部の田畑がつぶされ、丘陵地や山麓の竹林、雑木林、ため池がつぶされるにしたがって、自然が失われてきました。また三川合流地点をまたいで西山の山すそを通り、小泉川沿いに、京滋バイパスと国道九号結ぶ第二外環状道路計画が予定されるなど、一層自然破壊がすすんでいます。

このような状況を見過ごすわけにはいけないということで、西山、乙訓の自然を守るために多くのボランティア組織が発足して、自主的に自然保護の活動をされています。

この中の一つである「乙訓の自然を守る会」は、91年に植物研究者を交えたチームを組み、京都大学工学部など研究機関の協力で、乙訓エリアの独自調査を始め、8年がかりで絶滅危惧種20種を含め1206種をまとめ、「京都西山の植物目録」を發表されました。西山・乙訓地域を知る初の基礎資料で、今回の府のレッドデータブック作成にも反映されています。

西山の自然保護をすすめるボランティア団体が集まり「西山自然保護ネットワーク」がつけられ、春植物の踏みつけ防止パトロールを4年前から開始されたり、里山を守るために森林ボランティアなどが取り組まれています。

この地域にはカタクリ群落や府の天然記念物の「ギフチョウ」も棲息しています。

この地域の貴重な自然と希少種を保全、保護し、ボランティアの活動を援助する点から、歴史的な自然環境保全地域等に指定し、積極的に対策をすすめていくべきと考えますがご見解を伺います。

【企画環境部長】 乙訓西山地区では、小塩山の金蔵寺周辺の社寺林を指定している。歴史的遺産と一体となって形成された自然環境を保全するための制度であり、今後もこのような観点から運用していく。その他の地域指定も趣旨に応じて地域の状況を点検し、指定していく。

里山を守るためにも竹材活用の研究を

【太田】 この地域の里山は、ほとんど民有地であり、放置されたままで、活用の展望もなく、安易に業者に売却し、産業廃棄物の不法投棄の場所にされる例も生まれています。

里山を地主から借り受け、ボランティア団体などに整備を委託する方法も含め保全対策をすすめる必要があると考えますが、いかがですか。昨年の補正予算で、里山を守るために、竹林の伐採の補助制度が発足しました。地主が三分の一の負担になっているため、地主がその必要性を認識しなければ進まない事業です。里山を府民の共通の財産として、地主の承諾があれば、府・関係市町村の負担で、ボランティア団体と協力してすすめることができるよう改善する必要があると考えます。いかがですか。また、伐採した竹の活用についても、これまで竹炭製造や竹炭を利用した住宅資材などの取り組みがされています。最近、鹿児島県は竹パルプの実用化をすすめています。コストも安く、大量に使用できる研究を本府としても、関係研究機関と協力してすすめる必要があると考えますが、いかがですか。

【農林水産部長】 共育の森づくり事業や放置竹林拡大防止事業などによって、これまでから竹林を含む里山保全の取り組みを促進してきた。15年度からは緑の公共事業の一環として、地球温暖化重視の観点も重視して、企業やボランティアが行う森林整備にも支援していく。

竹の活用については、炭窯の設置などに助成しており、府内での竹炭の生産量は5年前の20倍、年間40トンになっている。いっそうの需要拡大として、土壌改良剤として利用できる高機能な活性炭の開発に、林業試験場、農業総合研究所等が連携し、国の委託事業の導入に向けて取り組んでいる。

鴨川の水質と環境保全について 京都市長に土壌調査などを求めよ

【新井】日本共産党の新井進です。私は先に通告しています数点について、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

3月には、世界水フォーラムが、この京都の地でおこなわれ、これを機に水の大切さ、重要性などについて考え、水を守るとりくみを強めるための来年度予算案も計上されているところでは。

そこで、まず第1は、京都の顔として多くの市民に親しまれている鴨川の水質と環境保全についてです。

昨年11月に開催された日本水処理生物学会において、藻類—いわゆる藻類の生態学専門の元府立大学教授の小杉迪子氏が、注目すべき発表をされました。鴨川上流の蛍谷、柘野の鴨川公園、北大路橋の3点での約20年前からの珪藻類の調査の結果、鴨川上流域で野焼きや産業廃棄物処理施設ができた約10年前から、珪藻類の種類相に変化が見られ、奇形が確認されるようになったというものです。

さらに、住民の方が、賀茂川上流域の産業廃棄物中間処理施設周辺の土壌を採取され、摂南大学に調査を依頼された結果、その土壌には一般的な土壌の数十倍もの641・2ピコグラムという高濃度のダイオキシン類の汚染が明らかになり、しかも焼却による特徴を示しているとの報告がされています。

また、京都弁護士会も昨年12月、京都市長と知事に対し、産廃処理施設への規制の強化と鴨川の保全対策などを求める意見書も提出されています。

私は、これまでから野焼きや産業廃棄物処理施設、建設残土による埋め立てによって、鴨川の水質が汚染され、環境が危うくなってきていることを指摘してきましたが、このことが改めて、明らかになっているのです。

しかも、この産業廃棄物中間処理施設の建設の経過とその後の状況を見れば、きわめて問題が多いことも明らかです。

そもそも、違法な野焼きをおこない、焼却灰を埋め立てたり、鴨川に流す、土砂やコンクリート片などを搬入、山積みし、その一部が崩れ鴨川に流入する、こうした無法なことをおこなっていた業者に、京都市が、そのまま処理施設の建設を認めたこと、しかも1日8時間4・8トンの焼却、月25日の操業という地域住民への約束が守られていないことが歴然としているにもかかわらず、何ら適切な指導をおこなっていないこと、そのうえ、焼却炉について、平成9年12月1日から規制が強化されるもとの、既存の1日5トンの焼却炉は許可の必要性がないというとうことで、駆け込み的に同年8月に産廃処分業の許可を受け、しかも、その際、その焼却能力を実際の能力より大幅に小さく計算して、5トンの規制基準を免れたのではないかとの疑いまで出ています。

産業廃棄物処理に関しては、政令市である京都市の責任と権限ですが、いま、こうした法

にもとづく適正な対応をしてこなかった京都市の環境行政に、住民からきびしい批判の声があげられています。

この産廃施設などから、知事が管理責任を持つ鴨川が汚染されている疑いが強いのですから、住民の疑問や不安に答え、必要な土壌調査などおこなうよう、京都市長に求めるべきだと考えますが、いかがですか。

【知事】 京都府と京都市が連携して環境の保全にとりくんできた。府は河川管理者としての役割をはたすとともに、鴨川も含めた府内の水域の水質保全をはかるため、排水の上乗せ規制を内容とする「環境を守り育てる条例」などを制定し、京都市において、これらの条例や水質汚濁防止法などにもとづき、大気や水質の監視測定や事業者にたいする指導などの措置が講じられている。ダイオキシン類については、平成 13 年度の測定で、とくに問題となる結果は出ていないことが京都市から明らかにされている。府として、水質保全について関係市町村とさらに連携を深め、条例・法律にもとづく排水規制、下水道整備をはじめとする生活排水対策を積極的に推進する。

鴨川の水質と環境を保全する条例の制定を急げ

【新井】 京都の顔・鴨川が汚染されることを河川管理者として放置すべきではありません。

知事も、前窪議員への答弁で、「水を育む森林から都市域にいたる流域全体で水源の涵養や水質の保全など、各分野の取り組みを総合的にすすめていくことが重要」と述べられましたが、そのためにも、鴨川上流の環境保全が重要になっているのです。

全国的にも、すでに、日本一の清流と言われる「四万十川の保全のための条例」や青森市の横内川水道水源保護条例、栃木県矢板市の「水環境保全条例」など、積極的な取り組みが始まっています。その共通していることは、河川の水質を守るため、名称はさまざまですが源流域などを「保全地域」に設定し、河川にあらたな負荷を与えるような開発は規制し、自然の水質浄化機能を守るための対策をおこない、効果をあげているのです。知事も「実効性のある規制措置が取れるのであれば、条例も一つの手法と考えている」と答弁されておられるのですから、いそいで具体化すべきだと考えます。

私は、これまで鴨川の水質保全のために上流域に「保全ゾーン」を設定し、資材置き場等の名目での林地の開発や埋め立て、さらには、産業廃棄物処理施設は規制することが必要と繰り返し要求してきました。

そして、昨年 7 月には、知事に対し日本共産党としての「鴨川の清流保全と上流域の環境保全条例の制定を求める提案」もしています。

世界水フォーラムの開催を機に、「美しい鴨川を未来の世代に残したい」と頑張っている周辺住民や多くの府民の期待に応えて、鴨川の清流と環境を保全するための条例を早期に制定すべきと考えますがいかがですか。

さらに、京北町が京都市との合併協議をはじめたことにかかわって、船井・北桑の 7 町長から、京北町長に「桂川の環境保護のため、産廃処理施設建設や大規模開発をしないこと」と申し入れられましたが、京北町が京都市に合併すれば、桂川の環境が保全できないとの不

安が生まれていることを示しています。このように鴨川だけでなく、桂川でも不安があるだけに、本府として、桂川なども「河川の水質と環境を保全するための条例」を急ぎ検討すべきです。いかがですか。お答えください。

【知事】 今後、流域の自治体として総合的な流域管理を考えるなかで、現行の条例に加え、新たな条例も一つの手法と考えており、関係府県などとも十分議論し、流域全体の水管理をすすめていく中で、検討していく必要がある。

公共事業の入札問題について

【新井】 質問の第2は、公共事業の入札問題についてです。

長野県の「公共工事入札等適正化委員会」が、浅川ダムの本体工事の入札をめぐる「談合がおこなわれたものと判断する」との報告をおこなったことは、これまでから大手ゼネコンの「談合」をめぐる、国民の批判が高まっていただけに、今回のこの報告は、多くの国民が歓迎するものとなっています。

そこでまず伺いたしますが、この「公共工事等適正化委員会」の設置は、2000年11月に制定された「公共工事入札契約適正化法」にもとづく基本指針で、都道府県にも設置することが求められているものですが、本府の場合、いまだ設置されておらず、扇国土交通大臣もまだ設置していない「京都府など7府県を名指しで批判した」と報道されています。

本府の場合なぜ、これまで設置されていないのか。設置の見通しは、いつになるのか。まず明らかにしていただきたい。

同時に、この第三者機関がその本来の役割を果たすため、長野県では、そのメンバーに談合問題のプロである公正取引委員会OBやオンブズマン弁護士など、真に行政をチェックするにふさわしい人物をいれています。

本府としても、住民から信頼されうるメンバーとすべきと考えますが、どう考えておられるか、お答えください。

【土木建築部長】 平成13年4月の「公共工事入札適性化法」の施行をふまえ、新たに250万円以上のすべての工事について、発注見通しや指名理由などの入札契約情報などの公表をはじめ、不正行為の防止、施行体制の整備、不良・不適格業者の排除など、様々な措置を順次、計画的に実施に移してきた。第三者委員会について、現在、法律・経済・土木建築などの技術を専門とする学識経験者や弁護士を中心に委員を人選しており、新年度当初から立ち上げられるよう、すでに準備をすすめている。

異常な高値はりつきの入札結果

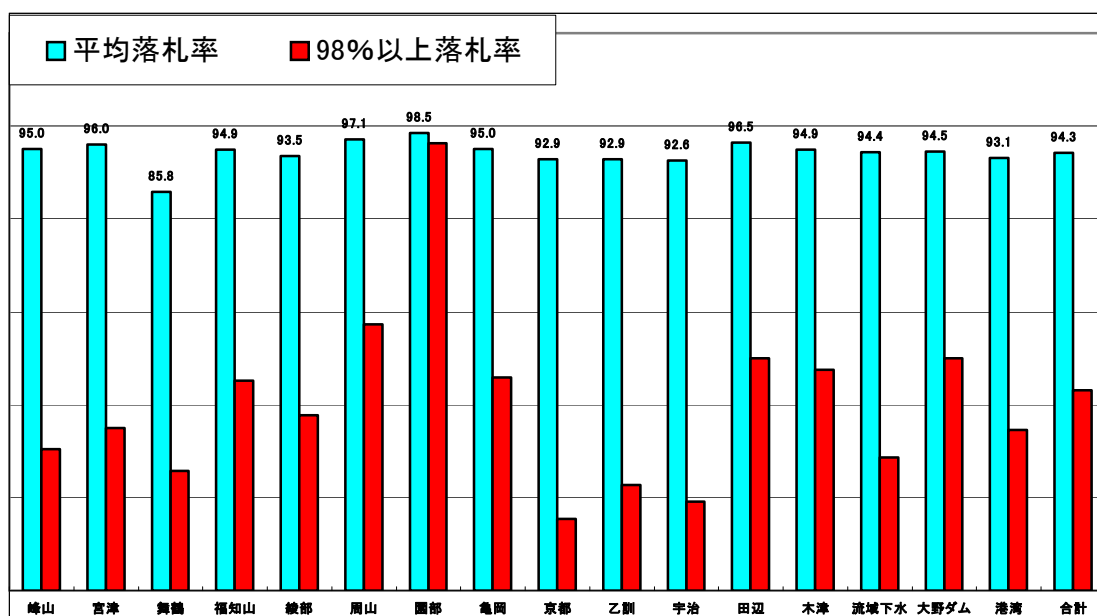
【新井】 次に、このグラフを見ていただきたいと思います。これは、昨年2001年度、土木建築部が発注した公共工事の土木事務所別の入札結果です。全体の平均は、予定価格に対して95・9%と相当高いものとなっていますが、とりわけ、園部土木事務所の平均落札率が

98・5%という異常な高さです。しかも、予定価格どおりの100%が191件中43件を占め、さらに98%以上が141件、あわせれば184件、96・3%の工事が予定価格とほぼぴったりと言う事態になっています。

浅川ダムの落札率が96・32%であったことが、「談合認定」の判断の一つにしていることから、この園部土木事務所の落札結果は、きわめて異常といわなければなりません。

一方で、入札適正化のための第三者機関ははまだ設置していない、他方で、きわめて高値落札がまかり通っている、こうした事態は、一刻も早く改善する必要があると考えます。そこで質問ですが、この園部土木事務所の落札結果について、知事はどのような感想を持たれているのか、お聞かせください。

【土木建築部長】各土木事務所別の入札状況について、需給状況などの様々な要因により、地域によって落札率にばらつきがあることは認識している。



条件付き一般競争入札の導入を

【新井】次に、入札制度の改善についてです。これまでからわが党議員団は、入札については、談合を防止し、地元中小建設業者の仕事確保のためにも、指名競争入札をやめ、条件付一般競争入札とするよう求めてまいりましたが、理事者は、さまざまな理由を上げてこれを拒否してきました。

しかし、「適正化指針」でも、一般競争入札が「手続きの客観性が高く、発注者の裁量の余地が少なく、手続きの透明性が高く第三者による監視が容易であることなどで大きなメリットがある」「資格審査及び監督・検査にかかる体制の充実、事務量の軽減等を図りながら、一

一般競争入札の実施に努めるものとする」とされています。

そして、一般競争入札導入に際して、大手ゼネコンが、中小建設業者の領域に参入できないよう条件をつけることで中小建設業者の仕事確保につなげることが出来ます。これについては、自由競争を阻むものとの声がありますが、地方自治体が、その公共事業を通じて地元建設業者の仕事確保・育成をはかり、地域経済を守ることは当然のことです。

また、不良・不適格業者の参入や過当なダンピング競争が生まれるとの意見がありますが、「公共工事入札適正化法」で義務化された「施行台帳」の提出とこれによる適正な指導、さらには公共事業労務単価の引き上げとそれを守らせる指導、これらを厳格に適用することで、適正な競争を確保し、建設業者の経営を守り、労働者の賃金も保障できます。

知事、この際、談合の疑いをもたれるようなことをなくすためにも、思いきって条件付一般競争入札に改善すべきではありませんか。お答えください。

【土木建築部長】入札契約は公正かつ適正に行われることが重要で、建設業法、地方自治法、入札契約適正化法等にもとづき、これまでから入札契約制度の改革に着実にとりこんできた。個々の入札において、談合情報が通報され、談合の疑いがぬぐいきれない場合には入札を無効にするとともに、入札契約適正化法等にもとづき、公正取引委員会に通報し、厳正な対応を行ってきた。入札方式については、公共事業が減少するなか、現在では1億円以上の工事については、公募条件を満たせば、ほぼ全員の入札参加を認める一般競争入札と同様の公募形式の入札を実施している。より規模の小さい工事については、不良・不適格業者の参入を招き、工事の質の低下を招かないよう留意しながら、京都府内業者、地元業者に配慮した入札方式を実施している。府内業者の受注に最大限努力し、公正な入札に努める。

西陣対策について

【新井】第三の質問は、西陣対策についてです。

西陣をはじめ、伝統地場産業が長引く不況などにより深刻な事態にあることは、いまさらいうまでもありません。問題は、この深刻な事態にあるもとでも、京都の宝である伝統地場産業を守り、必死で頑張っておられる関係者を、どう支援するのかということです。

今回の予算案を見ますと、ITやベンチャーなどへの支援策では新規事業はいくつか見受けられますが、伝統・地場産業への支援策については、見当たらない感じがします。しかし、この伝統地場産業を支援する対策の強化なしには、京都経済の立て直しも雇用の確保もできません。

いま、長引く不況のもと、こうした伝統産業を「衰退産業だ」として見捨てるようなことは許されません。

わが党議員団は、これまでから西陣をはじめ、和装産業や伝統産業振興策について、提案してきましたが、あらためて数点について伺います。

まず第1は、実態を正確に掌握するための調査についてです。

理事者は、これまで「西陣企業調査や業界団体の幹部との懇談などを通じて実態を掌握し

ている」として、この全面的な実態調査を行なうことを拒否されてきましたが、西陣企業調査では、西陣の 27 もある、その一つ一つの工程やそれを支える職人さんの状況や機道具がいまどうなっているのかはつかんでおられないのではありませんか。

永年の歴史の中で、さまざまな職種が集積されて西陣織など伝統産業はなりたっています。その一つの工程でもかければ、成り立たなくなるにかかわらず、すでに後継者がまったくいない、道具を作る会社がなくなっている、こういう事態です。今回、第 17 次西陣企業調査の際、すべての工程の実情を全面的に調査するよう求めますがいかがですか。

【商工部長】 第 16 次西陣機業調査では、織物業者のみならず関連工程のみなさんにもアンケート調査を実施した。第 17 次調査の内容について、京都市、西陣織工業組合と検討する。

原産国表示の義務化を

【新井】 第 2 に、相変わらず、海外生産、逆輸入の製品が、西陣を困難にしています。私どもは民族衣装である和装製品を海外で生産するやり方は業界を含めて改めるべきだと考えます。そのためにも逆輸入を規制することが必要だと考えています。

同時に、すくなくとも消費者が購入する際、国内産か、国外産かわからない状況は急いで改善すべきです。これまで、西陣織工業組合やわが党議員団が繰り返し政府交渉をおこなってきたなかで、97 年、公正取引委員会の通知が出され、外国で織った帯を西陣織かのように宣伝して販売することは違法とされ、一定の効果をあげてきました。しかし、依然として、紛らわしい扱いで販売するやり方がまかり通っています。この際、西陣の技術を守るためにも、消費者にもわかりやすい商品表示をするためにも、原産国表示の義務化をおこなうべきです。すでに農産物は、生産国の表示が義務化されています。帯など和装品でも、「原産国表示の義務化」を強く政府に求めるべきだと考えますが、いかがですか。

【商工部長】 「原産国表示の義務化」について、国にひきつづき強く要望している。

後継者育成支援制度の創設を

【新井】 第 3 に、後継者育成についてです。本府は、これまであった「伝統的工芸技術修得奨励事業」を廃止しました。いま、どの伝統工芸分野をとっても、数百年続いてきた技術が、このままでは消えてしまう。こういう事態に直面しています。伝統的な技術、技法はいったん途絶えれば、再生はきわめて困難です。ところが、この後継者を育てる力が産地にはなくなっているのです。

農業後継者育成には先進的農家等で研修した場合、月十五万円、二年間貸付の国の制度があり、さらに一定の条件を満たせば、この償還を府が肩代わりする制度があります。なぜ、伝統産業はないのですか。伝統産業にも同様の支援制度を、実施すべきではありませんか。いかがですか。

【商工部長】 伝産法にもとづく研修事業などを積極的にすすめてきた。後継者の確保には産地の活性化をはかることが必要であり、新たな事業開拓や新商品開発への支援、京都の伝統

産業界の将来をになう若手職人を育てるための「伝統産業京の若手職人海外出展事業」の実施など総合的にとりくんでいきたい。

緊急雇用創出事業で、西陣に仕事を

【新井】第4に、緊急雇用創出事業にかかわっています。

今年度「京の職人さん雇用創出事業」として、実施された西陣織会館での実演に雇用された職人さんは、「仕事がなく困っているとき、こうして収入が確保できれば本当に助かる」と喜ばれ、観光客からも「いつでも見られるようにしてほしい」「外国の観光客のために通訳を配置してほしい」などの声もだされていました。

また、「京の伝統工芸品教育活用推進事業」でも、学校の織額を賃機業者のみなさんが協力し合って、これを請け負い、紋意匠から染色、機道具の確保など、苦勞しながらも「いいものをつくろう」とがんばっておられ、励みになっています。しかし、先ほどの実演も、全体で2ヵ月の事業、ひとりの雇用期間は1ヵ月と限られています。この事業を通年化し、雇用期間をせめて半年にすること、また、京都市とも協力して、西陣織会館だけにとどめず、都メッセや京都駅などでの開催、さらには、商店街の空き店舗や学校などを活用して、その地域の伝統工芸品の実演体験コーナーや工房をつくり、そこに観光客等も誘導すれば、商店街の賑わいにもつながります。ぜひ、具体化を検討していただきたいと考えますがいかがですか。

また、「教育活用推進事業」でも、西陣では西陣織物工業組合の努力で、失業している賃機業者に仕事が廻る仕組みが作られています。友禅などその他のところでは、広く公募することになっていません。来年度も実施されるこの事業については、業界団体への委託だけにせず、産地おこしのためにがんばっている団体やグループにも委託できる仕組みを検討すべきだと考えます。いかがですか。

【商工部長】全国でも例のないとりくみとして「京の職人さん雇用創出事業」や「伝統工芸品教育活用推進事業」などにより、仕事づくりに全力をあげている。14年度、新たな試みとして、ハローワークで職人を公募し、西陣織会館で観光客等に技を披露していただいた。15年度も、効果的な継続について検討し、観光などとの連携をいっそうすすめる。教育での活用について、産地の実情と物づくりの工程を最も理解している産地組合に委託し、可能な限り幅広い雇用の確保をはかっていく。

「伝統産業人材バンク」創設を

【新井】第5に、西陣織を支えている賃機の職人、労働者の工賃がいまとんでもない事態になっています。ある調査では「4年前からくらべて、工賃が50%カットされている」「織機2台で工賃は17万2千円、これで諸経費を引くと食べるだけでやっと」など悲惨な事態です。こうした事態の改善を求められた西陣織工業組合も、理事会で議論するとともに、組合に相談窓口を作ることも表明されています。

こうした関係者の努力を実効あるものとするために、京都府と業界、労働者や賃機業者の

代表による、工賃の適正化のためのガイドライン作りをすすめるべきだと考えますが、いかがですか。

また、長年、伝統産業で働いてきた職人さんがその技術を生かして仕事ができるよう「京都伝統産業人材バンク」をつくり、職人さんを登録し、伝統産業で求人があれば斡旋をする。さらに、本府の雇用創出事業などでの求人はこの人材バンクに対しておこなうことができな
いか、ぜひ検討をしていただきたいと思いますが、いかがですか。お答えください。

【商工部長】 事業者間の取引関係に一律にガイドラインを示すのは適当でないが、家内労働者の工賃等に関しては、京都労働局など関係機関と連携し、家内労働法等の啓発につとめていく。人材バンクは、西陣では事業者ごとに特徴ある受発注関係があり、そうした特性もふまえ、公共職業安定所において産地組合と協力して求人・求職のとりくみがすすめられており、新たな仕事の確保のためには、職人さんの得意分野を生かし、自主的にグループ化をすすめて新しいとりくみにチャレンジするなどが重要。府として、支援していく。

【新井議員の再質問】

①鴨川の水質保全について、知事の答弁で、京都市が水質と大気の調査を行っていると言えられましたが、問題は、土壌についての調査を行っていないことに不安があります。土壌調査を含めて京都市が行うよう申し入れるべきだと思いますが、お答えください。

②入札問題について、担当で執行している土木建築部長は「全体として適正だ」と答えざるを得ないが、園部土木事務所では、191件発注した中で184件が98%以上というきわめて異常な高い落札率になっている。知事の感想をお聞かせください。

【知事】 環境問題については、京都府と京都市で役割分担を明確にし、連携してとりくんでいる。

【土木建築部長】 先程の答弁どおり、需給状況など様々な要因により、地域によってばらつきがある。今後とも、公正かつ適正に入札契約が行われるよう各種法律にのっとるとともに、順次、入札契約方法の改善につとめていく。

アスベストの全面使用禁止を

【高橋】ガン死亡の大きな原因と言われている発癌性物質「アスベスト」について伺います。

アスベスト（石綿）の粉塵は、吸い込んで20年から40年の潜伏期間を経て「胸膜中皮腫」いわゆる「肺ガン」を発症し、特に幼児期、成長期に吸い込んだ人が働き盛りの40代以降に多く発病する危険物質とされ、世界各地で使用の禁止措置が取られて来ています。

「アスベスト被害、激増か」40年までに10万人死亡予測。これは、昨年4月2日付け朝日新聞であります。早稲田大学理工学部グループによる疫学的統計手法で分析した結果の記事ですが、神戸市で開かれた「日本産業衛生学会」にも報告され、ようやく厚生労働省も昨年来、石綿の全面禁止の方向で省庁間協議を始めたことが報じられて来ました。

厚生労働省の平成10年度発表、人口動態調査報告書の中の「悪性新生物（つまりガンの）主な部位別に見た性別・年齢別統計」その中の気管・気管支及び肺の悪性新生物（つまり呼吸器系）の肺ガンなどの死因の統計が出ていますが、これを見ると、40才から5才単位で死亡者が倍加して行き、男性は最高85才台で10万人のうち660人、女性で90才以上の209人がいわゆる肺ガンなどで亡くなっているというものです。

もう一つの資料、「日本の中皮腫（いわゆる肺ガン）による死者数のグラフでも、やはり40才代から急激に死亡者数が増加することを示しています。

この資料からも、一刻も早く、使用の全面禁止に踏み切ることと合わせ、これまで大量に使われ、建物などに残っているアスベストを除去することが必要です。既にヨーロッパ諸国では、早くから全面禁止措置にふみきり、特に欧州連合（EU）では30ヶ国以上が全面禁止としています。ところが今回、厚労省にたずねてみると、全面禁止から大幅後退し、「代替え品がなく、特定の商品に限っては、引き続き使用を認める方向で検討中」と言うのです。70年代世界の石綿総生産量60万トンのうち最高74年には、日本が35万2千トン輸入し、世界最大の消費国として使いまくり、一昨年でも生産量約30万トンのうち7万9千トンを輸入し、製品化しています。

わたしは、昭和60年2月議会の一般質問でこの問題を取り上げ、質問しました。当時、アスベストの危険性については、一部の学者を除き社会的には、危険性どころか、むしろ断熱効果や他の薬品から影響を受けない優秀な物質として、薬品や化粧品、家庭用品にまで幅広く活用されておりました。

特に建設資材としては、プレハブ建ての屋根のスレートから断熱材、天井材、壁、床、塗装まで、自動車のブレーキシユウ、各種電気製品の絶縁体、ヘヤードライヤー、魚焼器の網、子供用ベビーパウダーの増量剤にまで、およそ生活のすべての場所に活用されていた訳です。

私は、これに「発癌性がある危険だ」と聞いて、その危険性を訴え続けておられた熊本大学の先生に手紙で資料と他の研究者を紹介していただいて、8大学の先生にお願いし、富山医科歯科大学北川教授からは、肺の病でなくなった1000体の検体から肺にアスベストが多数突き刺さった人の職業と生活実態を調査した結果の資料をいただき、コメントを寄せてい

いただきました。

その結果は、既にアメリカでは、アスベストの使用を 70 年台に禁止し、小学校などはすべて建て替えるなどの措置が取られ、ヨーロッパでは、各国使用禁止であること、日本では、毎年、20 万トンから 30 万トンが輸入され、何の規制もないまま、子供達を含め、毎日アスベストの粉塵を被曝し続けていること、吸い込んで以降、およそ 20 年から 40 年の潜伏期間で中皮腫、肺ガンが発病する危険があることが分かったのです。そして環境庁は、すでに全国 700 カ所で空気調査を行っており、すべての場所で検出されていたのに「日本には、じゃもん岩などが各地にあり、自然界には広く存在する」などとして何の対策も、使用上の注意を喚起することもしていませんでした。

国に対して、使用の禁止を求めること、府としても、最も危険度の高い建築労働者などの検診を実施することを求めましたが、当時の衛生部長は「環境庁の報告書は一般の人々へのリスクは少ない」とした点だけを強調するに過ぎませんでした。

このときのわたしの質問がきっかけで、京建労が学者を招いてアスベスト製品の切断実験を行うことになり、NHKがこれを取材し、放送しました。直後から、問い合わせが殺到したために、何度か再放映されたなかで、ようやく国は、小中学校を始め、幼稚園、保育所などの改修とアスベスト 15%含んでいるとされるフューム管、水道管の取り替えを市町村に通知することになったものです。

このとき国は、特に発癌性の強いとされた青石綿と茶石綿は輸入・使用も禁止、白石綿は比較的に影響が少ない、として、使用を認め、製品中 5%以上含むものに「a」マークをつけ、注意を促すという措置を取りました。ところが 95 年、阪神大震災が起り、倒壊したビルや家屋の解体作業で通常の数十倍ものアスベストの粉塵が飛散した事から、規制を 5%から 1%以上と引き下げて、表示義務を強化しました。しかし、それ以外ほどの製品に含まれているかは、かえって分からないという不十分な対応に止まって来たのです。

本府では、昭和 62 年 (87 年) 太田議員の質問で庁内の「アスベスト問題連絡会」がつくられ、対応されて来ましたが、平成八年以降、会議も開かないままだそうです。

連絡会結成以降の取り組み状況について伺います。

ここに、肺ガンで倒れ、昨年 4 月に亡くなられた電力会社の下請け作業員の、奥さんの手記があります。医師の診察でアスベストに犯されたものとの診断書をそえて労災申請したが、却下され、異議申請や陳情を繰り返し、石綿対策全国連絡会の援助で死の直前にやっと認定をみとめられたという、まさに壮絶な戦いの記録です。厚生労働省の資料でも、平成 12 年度までで、死亡した 710 人のうち労災認定されたのは、わずかに 34 人だけです。京都においても認定件数が 2 件あるときいているが、就労状況や発症の状況等、認可に至るまでの手続きなど複雑であったり、元受などへの気兼ねから申請に至らず死亡する例があることが指摘されています。

そこで伺いますが、府としても府内の学校・保育所、公共施設でアスベスト除去はすべて終わっているのかどうか。もう一つは、市町村の水道、簡易水道ふくめヒューム管は残っていないか、おこたえいただきたい。

そのうえで、①国に対してアスベストの全面使用禁止を求めること。②現存する構築物の解

体や除去、改修の徹底を図ること。③既に吸い込んで潜伏状態の人々が多数いる訳ですから、特別の検診態勢をつくることや職業柄、危険度の高い人々への検診補助制度と発病予防の体制を確立する事が必要と考えますが、お答えください。

【企画環境部長】 京都府では、昭和 62 年にアスベスト問題庁内連絡会を設置して、関係部局が連携を取りながら対応策を進め、アスベストの使用が判明した府の施設をはじめ、学校や保健所等で対策が必要なものは、すべてアスベストの除去や封じ込めが行われた。特に有害なアスベストについては、国においてすでに製造使用禁止の措置がとられ、その他のアスベストについても、国民の安全や社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として使用禁止をする方向で検討されている。建物の解体等による飛散防止については、大気汚染防止法の改正などにより、建築物の所有者において講じるべき作業方法が定められ、これらの対策もあって、京都府内の環境中のアスベスト濃度は、世界保健機構の基準に比べても、大幅に低い水準となっている。

簡易水道に敷設されている石綿管については、計画的に更新が行われるよう国庫補助制度にくわえ、府独自に補助制度を設けて、水道事業者である市町村を支援してきた結果、平成 13 年 3 月末時点では、簡易水道総延長の 9 割を超える部分は、石綿セメント管以外で配管されている。今後とも、更新事業が円滑に進められるよう市町村を支援していく。

アスベストに関わる業務に従事する労働者の健康被害の防止については、労働安全衛生法に基づき、事業者に対し粉塵の飛散を防止する措置や健康診断の実施が義務づけられており、また、製造業者等に対し、石綿含有製品の表示が義務づけられている。府として、労働基準局と連携し、労働衛生週間における取り組み等を通じて、使用者に対して、これらの措置の周知、啓発を図っている。

巨大スーパー「みった」に、府として撤回を迫れ

【高橋】 次に、福知山市の東部長田地区、多保市に建設が予定され、商工会議所など商店街も上げて反対の声が上がっている巨大スーパー「みった」の進出問題についてお尋ねします。

福知山市商工会議所など 13 団体と農協からも市に対して進出反対の要望が上げられていますが、その中で、既存の商店などは、売上が 20%から 30%も影響を受け、国道 9 号線は現在よりも平日で約 7 千 5 百台、休日では 1 万 5 千台もの自動車が殺到し、現在、市が取り組んでいる駅連続立体交差事業や、駅周辺整備事業及び中心市街地活性化の取り組みが、根底から覆される事態となり、市の「町づくり」全体への影響は計り知れない、として、今月 6 日、1100 人の参加で反対決起集会を開催され、市長も反対の立場で参加されています。12 月福知山市議会でも市長は、これらの影響に加え、出店となれば、国道 9 号の拡幅が必要となり、その際、拡幅するにも六人部中学校、コミュニティーセンターがあり、反対側にはトオノイケという大池や消防署があり、消防車の出入りにも障害の出ることを指摘して、大多数の市民の立場から反対の態度を明らかにしています。そのうえにこの用地は、国道 9 号と近畿道の間で、数メートルの高さがあり、約 50 万立法メートルもの土砂を大型ダンプ 8 万 3 千台で除去しなければならず、その捨て場も新たな問題となることが指摘をされています。

全国各地で郊外での大型店の出店が、市などの街づくり計画を台なしにするような事態を引き起こしていることから、一定の規制措置が必要とされていますが、福知山市では、ジャスコ進出で照明済みの商店街つぶしから、府として守るべき課題は重大であると考えます。

そこでいかがいいますが、「みった」からの開発申請や事前協議の状況はどうなっているのか。指摘されている課題についてどう考えるのか、また、府として、「みった」に撤回を迫るべきだと考えますが、どう対処されますか、お伺いします。おこたえください。

【商工部長】 現在、取水対策について相談を受けているところだが、開発行為の事前協議の願いや許可申請は提出されていない。出店に伴う交通問題については、大規模小売店舗立地法の趣旨に照らし重要な課題でもあり、周辺地域の生活環境保持のため、地元住民の方々や福知山市の意見を十分尊重して、適正に対応していきたい。大型店の出店問題については、大店立地法の下において、あくまで地域の発展を図るという立場に立って、地元市町村の意見を十分尊重しながら、庁内に設置したまちづくり推進連絡協議会において、関係部局の連携を図るとともに、有識者で構成された大規模小売店舗立地審議会の意見をふまえ、公正かつ適切な対応に努める。

府の合併押し付けをやめよ

【高橋】 次に、福知山市を中心に進められている市町村合併問題でおたずねします。

福知山市では、平成 13 年 10 月、「広報ふくちやま」で合併問題を特集し、「福知山市にとっての、合併のメリットとデメリット」を明らかにし、メリットとして、●広域的な観点に立ったまちづくり、●特色を生かしたまちづくり、●地域のイメージアップを揚げ、デメリットとして、●きめ細かなサービスの提供が困難だ、●地域の特色の希薄化が生まれる、●旧市町間の格差是正に伴う行財政の負担を揚げ、福祉など地域間の均衡を図るためには、一定水準への格差是正施策が必要となり、行財政の負担が生じる事を指摘しています。

12 月議会の質問で、市が出した財政シミュレーション「合併しない場合のシミュレーション」で平成 20 年には 7 億 5 千万円の赤字が出る、とされているが、「現在 40 億もの財政調整基金をもってなぜ赤字になるのか。」と聞かれて、理事者は府の試算方法でやるとそうなる、実際にはそうはならないと、考えていることを明らかにしています。そして、わざわざ「合併をした場合、中長期的には財政危機を回避できる見通し」などと書いています。「赤字にはならない」と考えている市当局が「合併すれば財政危機が回避できる」などという文書を市民に流すこと自身問題ですが、府の試算方法でやるとこうなる、と言うのは、結局、何が何でも合併を押し付けて来た京都府の姿勢をあからさまにしているではありませんか。

一方、三町の間では、町当局が行った「合併以外にない」という一方的な説明に、疑問や怒りの声がひろがり、加えて、「福知山市への吸収合併は認められない」「合併するなら対等合併以外にない」など説明すればするほど矛盾を広げています。法定協議会に向けて、メンバーの定数を巡って、福知山市側の「吸収合併推進メンバー」を多数にして提案し、町側からの反発で一定の是正はしたものの、なお府の代表を入れ、採決すれば「吸収合併派が多数」の協議会にしようとしていることに、反発がいつそう強まっているのです。

大江町議会は、「町の説明だけで結論は出せない」と議員が手分けして全戸にアンケートを配布し、いま回収と町民の意見の集約が進められています。また、三和町でも、議会の責任で毎晩2カ所ずつの説明会が行われており、1市3町の合併問題も、議会や住民を主体とした新しい展開を見せて来ているのです。

京都府の幹部ですら「福祉などやっぱり町の方が進んでおり、これを人口の多い福知山市民にも同様にすれば膨大な財源が必要で不可能」と本音を語っておられました。合併強行の結果は、福祉施策を始め、賢明に住民の要求にこたえ、きめ細やかに進めて来たサービスが合併の押し付けで奪い取られ、ますます周辺の住民は見捨てられることは火を見るより、明らかです。前窪議員への答弁では、こうした現地での実態や、府民の声に正面からこたえておりません。合併しないことも選択肢の一つ。それぞれの古里の将来は、住民自身で決める。何が何でも合併以外に道がないかのような、府の合併押し付けは、きっぱりと行わないことを明言すべきです。はっきりとおこたえください。

また、住民などの自主的判断で「合併しない」自治体に対しては、どう支援されようとしていますか。合わせてお答えください。

【知事】市町村の要請に応じて出来るかぎりの確な情報や見通しを示して、地域の議論が十分に、また深く行われるよう支援していく。大切なことは、的確な情報のもとにこれからの地域のあり方に真剣な議論がなされること。市町村が議論のための材料として、財政試算を作成されるような場合には、市町村からの要請を受けて必要な情報提供や助言を行ってきた。それをもとに、分科会や協議会が自ら、市町村ごとの比較などが出来るような、共通の前提条件を設定して試算を行っているもの。その際、各市町村の地域計画など、個別事業を斟酌することは、公平性の観点からも難しい場合が多く、現状制度や過去の歳入、歳出の実績を前提にした、各市町村同一基準で推計が行われており、このため個々の団体で作成している将来財政の見通しとは多少開きが生じる場合もある。市町村に対する支援については今後とも、市町村の規模にかかわらず、地域の真剣な議論を踏まえ、自主的な地域づくりの取り組みに対し積極的に支援をしていく。

里山の自然を取り戻し、丹波マツタケの振興に力を

【高橋】次に、マツタケ振興について質問します。生産量がかつて1200トンを越え、いま数トンにまで落ち込んでいる京都の特産“丹波マツタケ振興策”についてうかがいます。わたしは5期20年府会議員としてこの問題を取り上げ、質問をして来ましたが、今春退任するに当たって、落ち込みが激しい農産物の、回復の切り札の一つとしても、ぜひ府政の重点課題として、位置づけ取り組んでいただきたいと切望して申し上げたいと考えます。近年「里山の自然を取り戻せ」という声が高まって来ていますが、里山の自然とは、古来、人のなりわいとしてカマドの薪とり、炭焼き、堆肥作りのための芝草刈りなど人と山とのかわりの中で松の木は、大切な建築材料としても、マツタケ山としても大切にされて来たからこそ、至る所マツタケが発生し、丹波の霧とともに「丹波マツタケ」の逸品が生産されて来たものです。

マツクイムシによる大量の松枯れ、建設外材の輸入、農村部含めてのプロパンガスの普及、化学肥料優先の農業など山と松、人との関係が激変する中で放置されて来たのが里山であり、マツタケ生産の落ち込みの主要な原因です。しかし、いま、1キログラムあたり13万円もする丹波マツタケは「これ以上衰退させないという決意」で、いま、改めて事業として取り戻していただきたい、切なる願いをもって知事に質問します。

京都には、実現の可能性は十分にあります。

まず、まつたけ再生の技術は、京都府林業試験場で確立された環境整備で既に立証済みです。マツクイムシ対策でも、既に、国の林業試験場と京都府とも連携して20数年かけた選定でマツクイムシに犯されない「抵抗性マツ」も種子生産の段階にまで来ています。放置されている里山を雇用対策としても位置づけて整備し、新生の松林を再生すれば、15年から20年でマツタケは発生すると言われていていますから、せめて丹波地域を中心としつつ、条件を調査のうえ、整備すべきではありませんか。今後の京都の特産林産物の主力として大いに展望をもつことができると考えますが、知事のお考えを示してください。いかがですか。お答えください。

【農林水産部長】 これまでから、松茸菌の定着環境を整備するために、雑木の切りすかしと落ち葉のかきとりを行う京都方式の発生環境整備や、ビニールシートで土壌を保温し、菌糸の成長と発生を促進する技術の普及を進めてきたところであり、近年では、発生初期のマツタケをおが粉で保湿し、マツタケの大型化をはかる実証事業にも取り組んでいる。マツクイムシ抵抗性マツは、京都府では林業試験場夜久野分場において、苗木の育成供給態勢を整えたところであり、平成14年度は、森林組合等を通じて1200本を配布している。今後とも、現地の要望も伺いながら、緑の公共事業による里山整備の取り組みなどを通じて、松林の再生にも努める。

【高橋】 さて、私にとってこれが最後のこの議場からの質問になりましたが、多くの府民のみなさんをはじめ、議員諸兄はもちろん、理事者の皆さんにもこの20年、大変お世話になりました。ここに、改めて厚く御礼を申し上げる次第です。ありがとうございました。野党としてではありましたが、世界の京都、日本文化の象徴としての京都を愛するがゆえに多くの提案や議論にも参加し、私にとっても悔いなく、誇りある20年を過ごさせていただいたと心から感謝をしています。

先の荒巻知事は、我が党の質問に「燕雀いづくんぞ、鴻鵠の志を知らんや」ということわざをひいて追求をそらそうとしました。

山田知事は、ぜひともしっかりと府民の声に耳を傾けていただきたいと願うものです。そこで「河海は細流を挾ばず」この言葉を送り、わたしの質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。